

携帯電話の使用について

登下校中の地震等災害時および防犯のための対応の一つとして、児童の携帯電話の所持を条件付きで許可しております。また、登下校中の防犯対策用としても使用を許可いたします。

児童の携帯電話所持を希望される場合は、下記の【携帯電話所持・使用の規則】を遵守することを条件に、「携帯電話所持許可願い」を、担任に提出してください。

なお、電話番号等の変更もありえますので、毎年、年度初めに「携帯電話所持許可願い」を担任に提出してください。

記

I 携帯電話所持・使用の規則

児童が携帯電話を使用できるのは、

- (1) 登下校中に、地震等により利用中の交通機関が平常通り動かなくなり、車内に閉じ込められたり、駅構内や周辺で身動きがとれなくなったりした場合。
- (2) 登下校中に不審者に襲われ、危険が迫っている場合（防犯用）。
- (3) 教師の指示があった場合。

上記以外に使用した場合は、1回目は注意書、2回目は警告書を提出していただきます。3回目となりますと、小学部卒業まで使用できなくなりますので、ご注意ください。

II 所持までの流れ

- (1) 「携帯電話所持許可願い」を担任に提出
- (2) 担任が、児童が所持している「緊急対策カード」に許可印押印
- (3) 携帯電話所持可

III その他

- (1) 携帯電話の所持は、児童が、登下校中及び校内での携帯電話の自由な使用を認めるものではありません。携帯電話の所持・使用で、児童の生活リズムを乱したり、授業などの学習活動を中心とする学校生活に支障を来したりすることのないよう、ご家庭では携帯電話を管理するなどして、十分注意して下さい。

